

旧トマモールアスベスト除去等解体作業違反とその後の状況について

1 建物について

- (1) 所在地 苫小牧市木場町1丁目3番6号
 (2) 建物完成年 昭和48年(1973年)

2 違反までの経緯

年月日	内容
平成28年12月26日	建物解体作業開始
平成29年11月27日	環境保全課に通報が入る→労働基準監督署及び市の合同調査 ・適切な措置を指導
平成29年11月28日	労働基準監督署が法令違反の疑いがある行為を発見
平成29年11月29日	労働基準監督署及び市の現地調査 ・労働基準監督署が作業停止命令(2工区の外壁) ・市が敷地境界3地点にて石綿浮遊濃度測定を実施
平成29年11月30日	市から作業一時停止命令

3 健康影響

【大気中のアスベスト濃度測定】

平成29年11月29日 現場敷地境界線

平成30年5月22日 ガレキ類風下

【結果】

いずれも、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」(環境省)に基づく評価値以下であった。

4 違反後からこれまでの経緯と現状

(1) アスベスト飛散防止対策

元請業者に対し、労働基準監督署との連携により、建物及びガレキ類のアスベスト飛散防止対策等の指導を行うとともに、立入調査や現場監視を継続し、異常が発見された場合には、改善指導を行っている。

建物の飛散防止対策 : 防炎シートによる囲い、内部養生・補強

ガレキ類の飛散防止対策 : ブルーシートによる覆い、又は散水

(2) 作業再開に向けた対応

ア 発注者に向けた対応

平成30年3月14日に、本市から発注者に対して、違反内容とこれまでの対応経過の説明を行い、改善に向けて積極的に関わるよう協力を求めたところである。

また、5月28日に、発注者本社を訪問し、法令遵守による安全確保と住民等理解を得た上での継続した作業実施について協力を求めている。

イ 元請業者に向けた対応

現場のアスベストの状況を確認するため、大気汚染防止法に基づく「事前調査」を平成30年2月下旬から実施。5月中旬に報告書完成

ウ 現況

事前調査結果を踏まえて、工事関係者が具体的作業方法の検討を行っているところである。

5 今後の見通し

具体的作業方法がまとまり、市に対して、大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出と、「改善計画書」の修正がされた段階で内容の審査を行い、問題がなければ住民説明会が開催され、作業が再開される見込みである。